

香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施細則

香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（養成研修受講手続）

第1条 養成研修の受講手続は次のとおりとする。

- (1) 養成研修の受講を希望する者は、受講申込書（様式1）に実務経験（資格要件）証明書（様式2）を添付し、知事に提出しなければならない。
- (2) 県は、香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準（1）イa及びbに基づいて資格要件等を審査し、適当と認めたときは、養成研修受講承認書を交付する。

（継続研修・更新時研修受講手続）

第2条 県は、継続研修・更新時研修を開催する場合、評価機関及び養成研修修了者に事前に通知する。

- 2 継続研修・更新時研修の受講を希望する者は、受講申込書（様式1）に養成研修修了者証の写しを添付し、知事に提出しなければならない。

（別に定める手続）

第3条 実施要領第8条第3項に規定する「手続」とは、様式3に、全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した評価調査者研修を受講したことを証する書類及びそのカリキュラム並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添付して知事に提出し、認定を受けるものとする。

（やむを得ない事由）

第4条 実施要領第9条第2項に規定する「やむを得ない事由」とは、災害等により交通手段が途絶した場合をいう。

（修了者証）

第5条 実施要領第10条第1項に規定する「養成研修修了者証」は様式4のとおりとする。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第6条 第1条、第2条及び第3条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この細則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。